

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績

### 離島・過疎地域自立促進特別事業

(単位: 千円)

年度	事業箇所	事業名	事業費総額	補助金額	補助率	備考
S52	久高島(知念村)	ゴミ処理施設整備	2,678	1,399	1/2	処理人口: 429名
	久米島(仲里村)	火葬場施設整備	50,300	15,137	1/2	建物128.5㎡、納骨堂3.06㎡
	渡嘉敷島	ゴミ処理施設整備	49,700	22,500	1/2	112.49㎡、処理能力2t
	* 東村(高江)	集会施設建設	23,835	10,000	2/3	へき地集会所233㎡、RC造り平屋
	伊平屋島	離島振興総合センターソーラーシステム	93,000	10,000	定額	貯熱8t
	水納島(多良間村)	飲料水供給施設整備	32,740	4,000	1/3	貯水池620t、貯水集水グランド2,000㎡
S58~S60	北大東島	海水淡水化施設整備	662,000	70,000	1/3	施設能力240m <sup>3</sup> /日
S60~S61	渡名喜島	海水淡水化施設整備	356,000	39,667	1/3	施設能力240m <sup>3</sup> /日
	粟国島	かん水淡水化施設整備	437,000	48,700	1/3	施設能力300m <sup>3</sup> /日
	久米島(仲里村)	旅客ターミナル建設	132,100	94,000	8/10	待合室510㎡、駐車場2,079㎡
S61~H3	座間味島	簡易水道施設整備	406,936	45,153	1/3	取水ポンプ、浄水施設等
S62~S63	鳩間島(竹富町)	離島振興コミュニティセンター建設	44,250	19,582	1/2	建物延面積210.12㎡、RC造り平屋
S63~H元	大神島(平良市)	離島振興コミュニティセンター建設	45,500	19,582	1/2	建物延面積219.63㎡、RC造り平屋
S63	波照間島(竹富町)	かん水淡水化施設整備	240,000	26,666	1/3	施設能力240m <sup>3</sup> /日
	南大東島	備蓄米保管庫建設	7,650	3,500	1/2	建物延面積38.88㎡
H元	北大東島	備蓄米保管庫建設	7,192	3,296	1/2	倉庫25㎡、RC造り平屋
H元~H7	渡名喜島	旅客ターミナル建設	48,925	32,809	8/10	待合室95.45㎡、RC造り平屋
	南大東島	海水淡水化施設及び簡易水道施設整備	2,197,984	357,755	1/2	施設能力300m <sup>3</sup> /日
H2	波照間島(竹富町)	簡易水道施設整備	71,000	7,889	8/10	水源(井戸)の確保
H3~H7	* 国頭村	簡易水道施設整備	2,244,330	243,731	1/3	導水施設、浄水施設、送水施設等
H3~H4	野甫島(伊平屋村)	離島振興コミュニティセンター建設	109,489	25,174	1/2	建物面積304.51㎡
	H3 粟国島	ゴミ処理施設整備	111,000	18,500	1/3	処理能力3.0t/日
H4	* 今帰仁村	葬祭場施設建設	67,815	24,284	1/2	建物面積260.64㎡
	与那国島	ゴミ処理施設整備	225,000	37,500	1/3	処理能力5.0t/日
H5	南大東島	海水浴場整備	40,221	12,178	1/2	プール385㎡、東屋、駐車場、進入道路等
	波照間島(竹富町)	船客ターミナル建設	94,760	36,270	1/2	建物面積260.8㎡、RC造り1階建て
H6	宮古島(上野村)	産業振興センター建設	189,984	27,040	1/2	建物面積693.94㎡、RC造り2階建て
	波照間島(竹富町)	海水淡水化施設整備	240,000	19,424	1/3	処理能力230m <sup>3</sup> /日
H7~H8	与那国島	簡易水道施設整備	569,002	47,032	1/3	水源開発(取水施設)、導水施設
H8	多良間島	簡易水道施設整備	294,000	24,500	1/3	硬度低減化施設
	伊是名島	簡易水道施設整備	129,360	10,780	1/3	硬度低減化施設
	* 国頭村	簡易水道施設整備	89,130	7,427	1/3	水源開発(取水施設)
	* 大宜味村	簡易水道施設整備	176,940	14,700	1/3	送水施設、配水施設
H9	伊良部島	高齢者と子供たちの交流室等建設	19,151	9,312	1/2	建物面積75.9㎡、公民館併設
	久高島(知念村)	久高船待合施設整備	39,743	5,169	1/2	施設面積95.64㎡、RC造り平屋建て
	石垣島(石垣市)	アジア民族芸能祭いしがき'97~'97の太鼓	28,465	5,000	1/2	イベントの開催
H9~H10	* 大宜味村	火葬場整備事業	160,924	70,000	1/2	建物面積292.8㎡、RC造り2階建て
H11	西表島他(竹富町)	空き缶リサイクルプレス車購入	17,259	8,600	1/2	空き缶リサイクルプレス車1台
	宮古島(城辺町)	電動式座席設置	49,350	21,400	1/2	可動式338席(農村環境改善センター内)
H12	小浜島(竹富町)	農業気象情報システム設置事業	25,690	10,000	1/2	小浜島:子局(気象ドット)、竹富町役場内:親局
H13	上野村	コミュニティFM放送局放送機材整備事業	25,000	12,000	1/2	放送スタジオ機器、送信所機器の整備
H14	北大東村	ごみ焼却施設附帯設備整備事業	21,009	10,000	1/2	生ごみ処理装置、ごみ収集運搬車2台
H15	伊良部町	火葬場施設整備事業	51,219	10,000	1/2	建築面積63㎡、鉄筋コンクリート造り
H16	* 東村	ごみ焼却施設附帯設備整備事業	10,448	5,000	1/2	ごみ収集運搬車(2t車)
	渡嘉敷村	ごみ焼却施設附帯設備整備事業	6,825	3,000	1/2	ごみ収集運搬車(1t車)
H17	* 国頭村	葬祭場付属施設整備事業	15,667	6,500	1/2	キャノピー(庇)30㎡、控室10.5㎡
	与那国町	リサイクル推進機材設備整備事業	7,134	3,500	1/2	圧縮梱包機、コンテナ、メッキカゴ、保管庫
H18	伊是名村	火葬場改修事業	3,150	1,500	1/2	火葬炉内耐火物張替、バーナー取替
	南大東村	火葬場改修事業	12,535	5,500	1/2	建築物補修、火葬炉補修
H19	石垣市	火葬場改修事業	18,560	6,000	1/2	火葬炉耐火材張替、バーナー取替、煙垢車改造等
	* 本部町	火葬場改修事業	9,975	4,000	1/2	火葬炉内耐熱レンガの張替、バーナー取替等
合 計			10,011,925	1,576,656		

資料:企画部 地域・離島課

- 注) 1. 補助率は市町村負担額に対するものである。(※は沖縄本島の過疎地域)  
 2. 平成16年度以前は「離島・過疎地域振興特別事業」  
 3. (事業内容) 離島・過疎地域市町村の実施する生活環境施設の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し補助を行い、離島過疎地域の自立促進を図る。(平成19年度をもって事業終了)

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績（つづき）

### 過疎地域活性化推進モデル事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫	県費
H3	伊是名村	モズクの新商品開発、販路開拓等調査	11,446	4,996	2,498
H4	下地町	パパイヤの生産技術及び流通等調査	11,342	5,150	2,560
	伊江村	紅イモの特産品開発及び交流等調査	10,510	5,150	2,560
H5	上野村	マンゴーの種苗等開発及び流通調査	10,321	5,150	2,575
H6	竹富町	天文タワー完成PRイベント	11,294	5,150	2,575
H7	座間味村	国際紅-ルワッチングフォーラムの開催	19,019	5,150	2,575
H8	粟国村	モチキビの新商品開発、流通体制調査	10,573	5,150	2,575
H10	北部広域市町村圏事務組合	自転車を通じた交流事業の実施等	11,909	5,250	--
	上野村	都市住民との交流イベント開催	11,317	5,250	--

### “リフレッシュふるさと”推進モデル事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫	県費
S63～H元	伊是名村	ふれあい民俗館等の整備	267,763	48,024	30,360
			S63 121,141		
			H1 145,622		
H4～H5	多良間村	ふるさと民俗学習館等の整備	176,108	49,440	29,756
			H4 99,566		
			H5 76,542		
H5～H6	南大東村	歴史民俗資料館等の整備	263,675	41,200	25,446
			H5 87,450		
			H6 176,225		
H6～H7	上野村	自然観察体験施設等の整備 (半潜水型水中展望船)	143,589	41,200	30,889
			H6 47,913		
			H7 95,676		

### 定住促進団地整備事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
H8～H9	大宜味村	大宜味村江洲地区にU・Iターン者等の定住を促進するための宅地37区画を整備	251,315	27,482
			H8 146,315	H8 14,707
			H9 105,000	H9 12,775
H12～H13	上野村	上野村千代田地区に若者等の村内定住を促進するための宅地38区画を整備	164,154	50,953
			H12 61,367	H12 25,692
			H13 102,787	H13 25,261
H14	城辺町	城辺町保良地区に若者等の村内定住を促進するための宅地12区画を整備	66,359	19,159
			H14 66,359	H14 19,159
H17	下地町	下地町川満地区に若者等の村内定住を促進するための住宅25区画を整備	H17 133,714	H17 41,291

### 高齢者コミュニティセンター建設事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
S57	竹富町	高齢者の多目的な利用に適した施設 (高齢者コミュニティセンター)の整備	68,192	9,700
S59	仲里村	高齢者の多目的な利用に適した施設 (高齢者コミュニティセンター)の整備	73,700	10,000

### 過疎地域滞在施設整備モデル事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
H11～H12	国頭村	宿泊施設、交流館等の整備	626,803	105,000
			H11 196,941	
			H12 429,862	
	伊平屋村	歴史民族資料館の整備	349,562	52,500
H11 212,555				
			H12 137,007	

### 地域間交流施設整備事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	総事業費	国庫
H17～H18	国頭村	廃校となった校舎を利用して、体験滞在交流学習の宿泊施設として整備	H17 173,602	57,867

## 8 離島・過疎地域に対する補助事業の実績（つづき）

### 離島・過疎地域ふるさとづくり支援事業

（単位：千円）

年度	市町村名	事業名	事業区分	補助金額	事業費
H10	具志川村（仲里村）	ふるさと情報整備事業	観光・交流促進事業	6,850	14,394
	伊平屋村（伊是名村）	観光・物産情報発信事業	観光・交流促進事業	3,750	7,557
	南大東村	離島・体験交流促進事業	観光・交流促進事業	4,650	9,904
	国頭村	ふるさとづくり活性化推進事業	特産品開発事業	2,750	5,603
H11	与那国町	姉妹都市親善交流事業	人材育成事業	1,800	3,733
	大宜味村	ガイドブック作成事業	観光・交流促進事業	4,300	8,950
	上野村	ドイツ文化村ダンケフェスト'99【特別企画】	地域戦略イベント事業	4,300	12,352
	座間味村	ホエールウォッチングフェスタ2000【特別企画】	地域戦略イベント事業	4,300	10,732
H12	仲里村 （具志川村との共同事業）	島の学校育成事業	人材育成事業	8,000	16,000
	東村	東村自然体験活動指導者等養成事業	人材育成事業	2,000	4,200
	国頭村	フニューとパヤオ祭り	地域戦略イベント事業	1,000	2,009
	今帰仁村	観光、物産等地域情報PR用ビデオ制作	観光・交流促進事業	1,000	3,000
H13	竹富町	「ちゅらさん」祭	地域戦略イベント事業	5,000	11,752
	与那国町	第12回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会	地域戦略イベント事業	3,500	9,317
	伊良部町	第7回スーパージャンボフィッシング伊良部大会	地域戦略イベント事業	3,500	7,528
H14	伊是名村	合宿・体験学習のむら推進事業	プログラム策定事業	4,937	9,875
	石垣市	健康食品薬草開発調査事業	プログラム策定事業	3,750	7,502
	与那国町	姉妹都市交流親善事業	人材育成事業	1,755	14,077
H15	国頭村	東部地域自然資源活用プログラム策定事業	プログラム策定事業	3,000	6,099
	東村	東村自然体験活動指導者等養成事業	人材育成事業	3,000	6,122
	上野村	熱帯果樹の果実酒製造企業化調査事業	プログラム策定事業	4,000	8,003
H16	平良市	健康ふれあいランドプログラム等策定事業	プログラム策定事業	2,000	4,000
	石垣市	ゆらていく白保村体験事業	プログラム策定事業	3,000	6,004
	北大東村	うふあがり島活性化促進事業	人材育成事業	1,890	3,781
	城辺町	城辺町ふるさとづくり支援事業	プログラム策定事業	5,000	10,098

資料：企画開発部 地域・離島振興局 地域・離島課（現：企画部 地域・離島課）

注）1. 平成10年度から13年度までは、離島・過疎地域ふるさと活性化推進事業

2. 〔事業の内容〕離島・過疎地域の有する豊かな自然環境や伝統文化等を有効な地域資源として活用し、地域住民が主体となって取り組む地域づくりのためのソフト事業に対して補助する。（H16年度をもって事業終了）

### 過疎地域自立活性化推進交付金事業

（単位：千円）

年度	市町村・団体名	事業内容	事業区分	総事業費	国庫
H22, H23	久米島町	保養リハビリ滞在を導入口とする地場産業振興と移住促進	過疎地域等自立活性化推進事業	10,063	10,000
				10,000	10,000
H24	久米島町	広域Wi-Fi無線を利用した観光客向け情報発信	過疎地域等自立活性化推進事業	10,006	10,000
H24	竹富町	漂着ゴミを活用した島産エネルギー実証実験（発泡スチロールからスチレン油を抽出する）		10,857	10,000
H25	名護市	交流拠点施設強化、観光プログラム開発及び学生インターンシップ事業等	過疎集落等自立再生緊急対策事業	15,106	15,000
H26	宜野座村	観光誘客プロモーション事業及び地域ガイド等の人材育成事業	過疎集落等自立再生対策事業	9,620	9,500
H26	中城村	生活交通確保と自立した日常生活のためのコミュニティバス及びタクシーによる実証実験運行		10,800	10,000
H26	石垣市	白保集落での集落観光、農家体験、特産品加工直売を実施するためプログラム、施設等の整備		12,600	10,000
H26	宮古島市	池間湿原再生による地域資源魅力化と合わせ、民泊事業拡充、語り部認証、島の逸品開発事業など		10,000	10,000
H26	国頭村	ヤンバルクイナブランドを活用した地域魅力化、地域間交流、災害対策拠点作りなど幅広い活性化事業		10,000	10,000
H26	宜野座村	鍾乳洞や沖縄の古い集落形態、景観の地域資源を活用した体験型観光プロモーション及び人材育成		9,973	9,500

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

平成26年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
農地整備事業(県)	○農業用排水・区画整理等 ・受益面積10ha以上 (担い手育成型 10ha以上) (担い手支援型 20ha以上)	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	土地改良法 農業競争力強化 基盤整備事業実 施要綱 土地改良事業関 係補助金交付要 綱 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱	農地農村整 備課
水利施設整備事業(県)	○農業用排水施設の新設、廃止又は改良 ○ダム建設、畑地かんがい施設等の整備 ・受益面積 〔 水田：100ha以上 畑：50ha以上	80	11	9	80	15.5	4.5	"	"
県営地域用水環境整備事業(県)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備 ・総事業費3千万円以上	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	沖縄振興公共投資交付金交付要綱	"
地域用水環境整備統合補助事業(市町村・土地改良区)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	沖縄振興公共投資交付金交付要綱	"
県営通作条件整備事業(県)	○農道の新設、改良 ・受益面積50ha以上(過疎地域30ha以上) ・車道幅員4.5m以上(過疎地域4.0m以上)	85 (85)	7.5 (15)	7.5 (0)	85 (85)	10.5 (15)	5.0 (0)	土地改良法 農道整備実施要 綱 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱	" ※負担割合 の( )書きは、 過疎地域
農山漁村活性化対策整備事業	○農業生産基盤整備 ①農業用排水施設②農道 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑦農地造成 ⑧土地改良施設保全 ⑨交換分合 ⑩営農用水施設 ⑪農業集落道 ⑫防災安全施設 ⑬農用地等集団化 ・7 ①～⑤のうちいずれか、又は2以上受益面積5ha以上 ・イ 7と併せて⑥～⑬を行うもの	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 農山漁村活性化 法 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱 沖縄県農山漁村 活性化対策整備 事業交付要綱(県)	"
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(県)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積20ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱	"
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(市町村)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積10ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱	"
県営農地保全整備事業(県)	○農用地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積20ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 面積おおむね20ha以上	80	10	10	80	15	5	土地改良法 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱	"
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		

# 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成26年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
団体営農保地全整備事業 (市町村・土地改良区等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地侵食防止工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農用地の浸食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修</li> <li>②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積10ha以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○特殊農地保全整備工事                             農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積おおむね5ha以上</li> </ul> </li> <li>・畑地かんがい施設整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積制限なし</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	80	10	10	80	15	5	土地改良法 農業競争力強化 基盤整備事業実 施要綱 土地改良事業関 係補助金交付要 綱 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱	農地農村整 備課
団体営ため池等整備事業 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農用地、農業用施設等の災害を防止す るために行う、ため池整備工事及び排水 施設整備工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費800万円以上</li> </ul> </li> <li>○土砂崩壊防止工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総工事費800万円以上</li> </ul> </li> </ul>	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 沖縄振興公共投 資交付金交付要 綱 土地改良事業等 補助金交付要綱 (県)	"
含みつ糖振興対策事業費 (沖縄県糖業振興協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○含みつ糖振興対策事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>含みつ糖製造事業者（伊平屋村、伊江 村、粟国村、多良間村、竹富町、（西表 島、小浜島、波照間島）、与那国町）の 経営安定を図るため、含みつ糖生産条件不 利補正対策事業等の助成を行う。</li> </ul> </li> <li>○含みつ糖製糖施設近代化事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心に対応しうる近代的な 製糖施設の整備に対する助成を行なう。</li> </ul> </li> </ul>				80	20	沖縄振興特別措 置法  沖縄振興特別推 進交付金交付要 綱 沖縄県糖業振興 対策費補助金交 付要綱	糖業農産課	
含みつ糖振興対策事業費 (町村)					72	18	10		
園芸拠点産地成長戦略事業 (市町村、農業協同組合、 広域事業主体、営農集団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園芸作物の生産振興を図るため施設の 補強、高度利用による現地実証を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の農用地区域内</li> <li>・拠点産地または産地協議会を設置して いる地域</li> <li>・事業実施主体が、市町村、JA、2戸以 上からなる営農集団等</li> </ul> </li> </ul>		40	60		40	60	園芸拠点産地成 長戦略事業補助 金交付要綱	園芸振興課
農業集落排水事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処 理する施設を整備する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益戸数が概ね10戸以上で、末端の受益 が2戸以上</li> <li>・処理対象人口が概ね1,000人程度に相当 する規模以下</li> <li>・農業振興地域であること</li> </ul> </li> </ul>	75	12.5	12.5	75	15	10	沖縄振興公共投 資交付金交付要 綱 土地改良事業等 補助金交付要綱 (県)	農地農村整 備課
農地環境整備事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地 の保全を計画的に一体的に整備を行う                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業生産基盤整備事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①区画整理事業</li> <li>②水田転換を行う事業</li> <li>③農業用排水施設整備事業</li> <li>④農地保全事業</li> <li>⑤農道整備事業</li> <li>⑥暗渠排水事業</li> </ol> </li> <li>2. 保全管理等事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①高付加価値農業基盤整備事業</li> <li>②附帯事業</li> <li>③農地整備事業</li> <li>④市民農園等整備事業</li> <li>⑤生態系保全施設等整備事業</li> <li>⑥遊水池整備事業</li> <li>⑦土地改良施設の撤去及び跡地整備</li> <li>⑧交換分合事業</li> </ol> </li> <li>3. 特認事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①特認事業   <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地域の農地面積に対して、事業 の受益となる生産区域の農地面積の割合が 7割以上確保できること</li> <li>・面積は10ha</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	75	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 沖縄振興公共投 資交付金交付要 綱 土地改良事業等 補助金交付要綱 (県)	" ※( )は ほ場整備の 負担割合

# 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成26年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
村づくり交付金事業(市町村)	○農業生産基盤整備 ○集落基盤整備 ○市町村創造型整備 ・村づくり計画が策定されていること。 ・総事業費が2億円以上 ・農業生産基盤と農村集落基盤の総合的な整備を行うもの。	70	12 (14)	18 (16)	70	15 (16.5)	15 (13.5)	土地改良法 農業競争力強化 基盤整備事業実 施要綱 土地改良事業関 係補助金交付要 綱 沖縄振興公共投資 交付金交付要綱	農地農村整 備課  ※負担割合 の0書き は、ほ場整 備、農用地 改良保全の 場合
漁港関連道整備事業(市町村)	○主要漁港関連道整備 ・事業費：1億円以上6億円未満 ○主要漁港付帯道路整備 ・事業費：主要関連道に関する事業費の1/2以内、5千万円以上(以下削除) ○主要漁港以外の漁港関連道整備 ・事業費：5千万円以上6億円未満	80 50 50	10 30 30	10 20 20	80 50 50	10 40 40	10 10 10	沖縄県漁港漁場 関係事業補助金 交付要綱	漁港漁場課
漁業集落環境整備事業(市町村)	○漁業集落道、集落排水施設、水産飲雑用、水施設、防災安全施設、広場・緑地等の整備及び用地整備 ・集落人口規模：50人以上5千人以下 ・漁業依存度又は漁家比率が1位であること ・総事業費3千万円以上	55	22.5	22.5	55	27.5	17.5	"	"
漁港環境整備事業(市町村)	○植栽、休憩所、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地整備 ・全体計画面積が2,500㎡以上、ただし、第1種、第2種漁港については1,200㎡ ・施設を利用すると見込まれる人数(一日平均の当該施設利用者人数)で除した場合に、原則計画利用者人数一人につき15㎡以下の面積になる場合に限る。 ・総事業費5千万円以上	50	25	25	50	30	20	"	"
漁村再生交付金(市町村)	○地域の既存ストックの有効活用等を通じた、生産基盤と生活環境基盤の効率的整備を推進し、漁村の再生を支援 ・総事業費が1億円以上20億円以下のもの	75 75	10 10	15 15	75 75	20 12.5	5 12.5	"	"  負担割合欄 で上段は漁 港施設の場合 下段は ①漁場施設 ②環境施設 ③集落環境 施設 ④漁村再生 施設 の場合
中山間総合整備事業	○農業生産基盤整備 ○農村生活環境基盤整備 ○生態系保全施設設備等 ・林野率が50%以上 ・主傾斜がおおむね100分の1以上 ・農用地の面積が当該地域の50%以上等	75 (75)	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75 (75)	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 沖縄振興公共投 資交付金交付要 綱	農地農村整 備課
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	○機能保全計画作成 ①末端支配面積100ha以上の施設 ②予防的対策が有効と見込まれる施設 ③対策工事・緊急工事 ①地区受益面積100ha以上であること （事業により機能保全計画を作成していなければ10ha以上）	50 80	20 8	30 12	50 80	20 8	30 12	土地改良法 地域農業水利施 設ストックメン ジメント事 業実施要綱 土地改良事業等 補助金交付要綱	村づくり計 画課
分みつ糖振興対策支援事業費(沖縄県糖業振興協会)	○分蜜糖製造事業者(伊是名村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市(宮古島、伊良部島)、石垣市)の経営安定を目的に、気象災害対策や合理化対策等に必要な支援措置を行う。	80	20		80	20		沖縄振興特別推 進交付金交付要 綱 沖縄県糖業振興 対策費補助金交 付要綱	糖業農産課

負担割合の上段は漁港施設の場合。  
下段は、①漁場施設、②環境施設、③  
集落環境施設、④地域創造型の場合。

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成26年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課	
		本島地域			離島地域					
		国	県	市町村	国	県	市町村			
<b>2 交通通信体系の整備</b>										
離島空路確保対策事業	○離島航空路線の運航により生じた路線収支の損失額を補助する。 【補助対象路線】 ・船舶等代替交通手段による移動所要時間が概ね2時間以上 ・最も日常生活拠点性を有する ・2社以上が競合する路線でないこと					実績損失額又は標準損失額のいずれか低い額の1/2	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の1/3	地域公共交通（航空路）確保維持改善事業補助金交付要綱	交通政策課
離島航路補助事業（離島市町村及び民間の離島航路事業者）	○離島航路の運営により生じた欠損額に対する補助事業 ・沖縄本島と離島、離島相互間又は同一離島内の地点間を連絡する航路 ・他に交通機関がない地点間又は他の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路 ・関係住民のほか、郵便物又は生活必需品、主要物資等を輸送している航路					実績欠損額又は標準欠損額のいずれか低い額	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の1/3	離島航路整備法 沖縄県地域公共交通（離島航路）改善事業費補助金交付要綱	# *実績欠損額から国の補助額を差し引いた額について、平成17年度より市町村負担を導入。
生活バス路線確保対策補助事業（市町村）	○生活バス路線の運行によって生じた欠損額及び車輛購入費に対する補助事業 ・生活バス路線の運行を行う市町村又はバス事業者に対し補助を行う市町村 ・離島・過疎地域については補助要件及び補助限度額を緩和		1/2	1/2			1/2	1/2	沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱	# *平成17年度に要綱改正
<b>3 生活環境等の整備</b>										
離島・過疎地域簡易水道振興事業（市町村）	○離島・過疎地域市町村が国庫補助を受けて実施する簡易水道事業の町村負担分の一部について、県補助を行う。 ①海水・かん水淡水化施設 ②その他特に必要と認められるもの  ○離島・過疎地域市町村が実施する簡易水道事業で国の補助事業として、補助の採択基準上採択されないものについて、県補助を行う。					2/3	国庫補助金及び過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/3以内 過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/2以内	5/18  3/4	離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要領（同事業はH27年度で終了）	生活衛生課
火葬場建設事業（市町村）	○離島町村が行う火葬場整備に要する経費に対し、補助対象経費の1/2以内について県補助を行う。 ○炉体、建物及び燃料保管施設の新設等の本体工事						1/2以内	町村 1/2	火葬場整備事業補助金交付要綱	生活衛生課
へき地患者輸送車（艇）整備事業	○離島へき地における医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、患者輸送用マイクロバス・ワゴン車等を購入整備する ・整備しようとする場所を中心に概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく区域内人口が原則50人以上。 かつ当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域は徒歩で）15分以上を要する地域。	1/2	1/2			1/2	1/2		沖縄振興特別措置法89条 医療施設等設備整備費補助金交付要綱	保健医療政策課

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成26年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>3 生活環境等の整備</b>									
へき地診療所施設設備整備事業	○無医地区等において診療所（診療室・処置室・薬剤室・X線室・暗室・待合室・看護師居室等）、医師住宅及び看護師住宅及び医療機器の整備をすることにより、地域住民の医療を確保する。 ・へき地診療所を設置しようとする場所を中心として概半半径4kmの区域内に医療機関がなく、その区域内人口が原則として1,000人以上。かつ診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で30分以上）要する地域。 ・沖縄振興特別措置法第3条第3項の規定に基づく指定地区でかつ医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島にも設置する。	3/4	1/4		3/4	1/4		土地改良法 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 沖縄振興公共投資交付金交付要綱	保健医療政策課
へき地診療所運営費補助事業	○医療に恵まれない離島・へき地等住民の医療を確保するため、赤字運営の市町村立診療所の運営費を助成し、診療所の機能を維持する。 ・市町村直営のへき地診療所で補助金交付要綱に定める基準額より診療収入が下回る場合。	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法第89条 医療施設等運営費補助金交付要綱	〃
へき地保健指導所運営事業費補助	○無医地区等において、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図るため、市町村が実施する事業に対し運営費を補助する。	1/2		1/2	1/2		1/2	医療施設等運営費補助金交付要綱	〃
沖縄県国民健康保険調整交付金（保健事業）	○離島市町村における特定健康診査（集団健診）の実施にかかる旅費の2分の1を助成する。 ※市町村負担1/2については、国調整交付金において同様の助成事業あり。実質的に市町村の負担は生じない。				1/2	1/2		沖縄県国民健康保険調整交付金交付要綱	国民健康保険課
<b>4 その他</b>									
市町村振興資金	○貸付利率 通常地域…貸付決定日における財政融資資金の普通長期資金の利率に10分の7を乗じて得た利率 離島、辺地又は過疎地域…通常地域利率に2分の1を乗じて得た利率 「合併市町村振興事業…無利子」 ○償還期間 15年以内（うち据置期間1年以内） ○償還方法 元利均等年賦償還 ○貸付限度額 一会計年度 1億円 「合併市町村振興事業については、1合併市町村につき、2億円」							沖縄県市町村振興資金貸付基金条例及び同条例施行規則	市町村課
過疎対策事業債	○対象事業：産業の振興、交通・通信施設の整備及び情報化の促進、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保教育文化施設の整備、集落再編整備のための用地の取得・住宅等の整備、その他過疎地域の自立促進に資するソフト事業 ・償還年限12年以内（3年） ・元利償還金の70%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							過疎地域自立促進特別措置法	地域・離島課 ※事業内容・採択基準等の（）書きは、据え置き期間
辺地対策事業債	○対象事業：交通・通信施設の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保、産業の振興、電灯用電気供給施設の整備 ・償還年限10年以内（2年） ・元利償還金の80%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律	〃 ※事業内容・採択基準等の（）書きは、据え置き期間
石油製品輸送等補助事業（石油販売業者及び輸送業者）	○沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、石油販売業者及び輸送業者の当該輸送等に要する経費に対し補助する。					10/10		石油製品輸送等補助金交付規程	〃
離島高校生修学支援費	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校等へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ国が補助する。					補助対象額の1/2	補助対象額の1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	教育支援課
離島高校生修学支援事業	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校等へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ県が補助する。						補助対象額の1/4	沖縄県離島高校生修学支援事業補助金交付要綱	〃
高度へき地修学旅行費	○高度へき地学校（へき地教育振興法に基づき県条例で指定した3級、4級及び5級のへき地学校）を設置する市町村が当該学校等の児童・生徒に係る修学旅行費を負担する経費のうち交通費及び宿泊費を国が補助する。	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2			交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2		交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	〃



# 10 辺地対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

市町村名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
国頭村	13,000	12,600	24,400	47,300	29,300	97,300
大宜味村	0	0	0	0	0	0
東村	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	0	0	0	0
伊江村	26,600	153,900	154,500	142,100	123,400	335,000
久米島町	14,600	8,300	16,400	31,700	27,800	39,300
渡嘉敷村	27,400	18,000	46,700	72,900	178,600	92,100
座間味村	0	0	0	6,400	18,400	0
栗国村	49,300	11,000	0	0	0	60,300
渡名喜村	13,700	12,000	24,900	32,000	10,200	50,600
南大東村	84,400	107,400	157,800	276,500	314,600	349,600
北大東村	113,500	112,800	119,400	404,500	202,900	345,700
伊平屋村	38,600	50,000	21,800	184,900	104,500	110,400
伊是名村	74,200	34,300	120,500	97,800	80,200	229,000
多良間村	4,000	-	55,600	61,000	73,900	59,600
竹富町	137,900	446,000	278,900	474,000	445,600	862,800
与那国町	112,600	52,300	118,200	145,500	85,800	283,100
宮古島市	568,300	232,000	221,000	264,100	258,900	1,021,300
石垣市	636,400	331,400	517,600	1,004,000	1,151,100	1,485,400
名護市	0	0	0	0	0	0
うるま市	0	17,500	8,600	18,500	15,600	26,100
南城市	0	19,500	116,300	0	0	135,800
合計	1,914,500	1,619,000	2,002,600	3,263,200	3,120,800	5,536,100
地方債計画額	499億円	433億円	412億円	427億円	428億円	1,344億円
割合（％）	3.84	3.74	4.86	7.64	7.29	4.12

資料：企画部 地域・離島課

※大宜味村、東村、今帰仁村、栗国村、名護市、南城市については、辺地総合整備計画を策定していない。

※本部町については、辺地の人口要件を満たさなくなったため、平成20年度より辺地地域ではない。

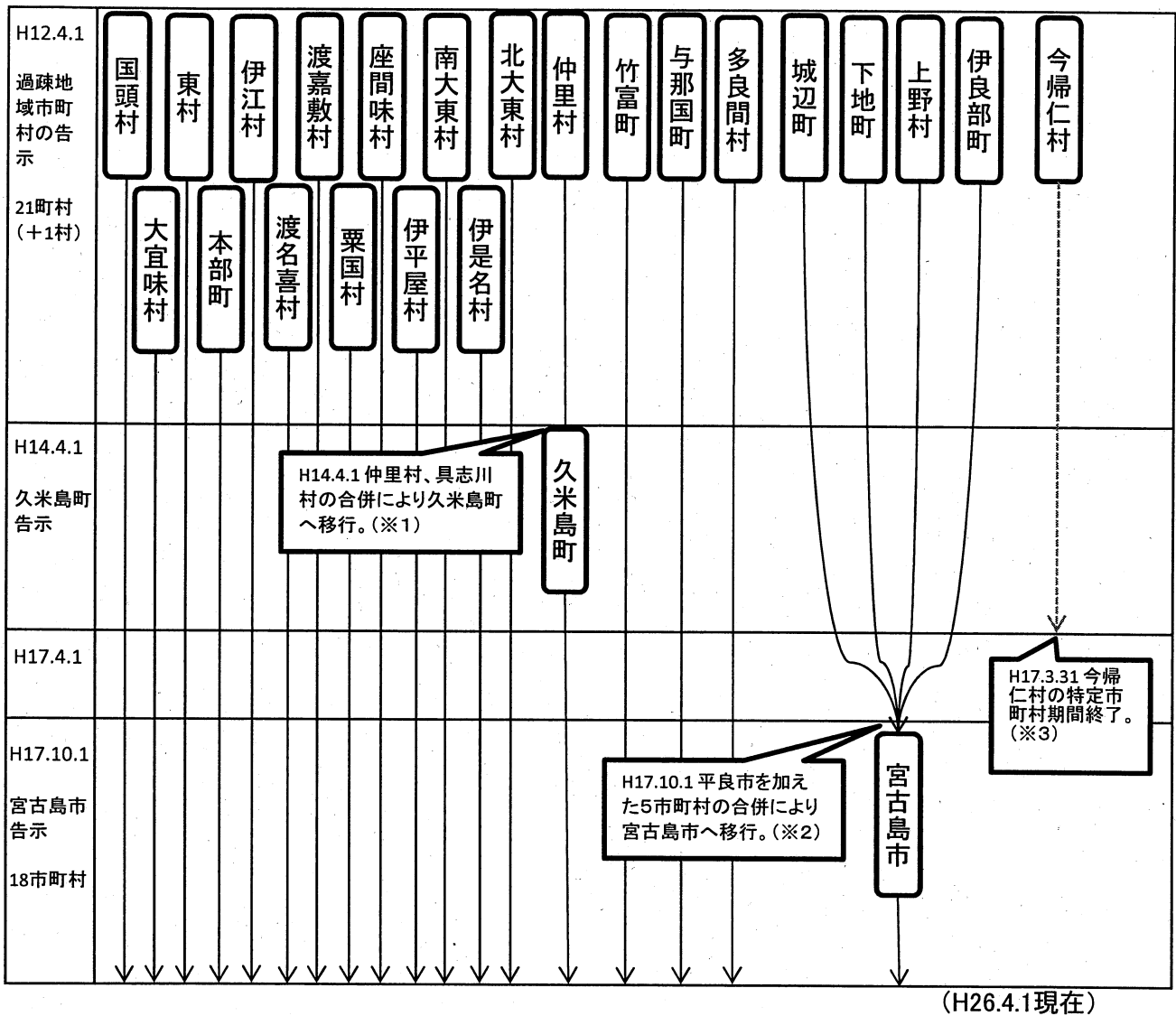
# 1 1 辺地対策事業債施設別発行状況（過去5年間）

（単位：千円）

施設	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
	交通通信施設						
市町村道・橋りょう		275,200	224,000	377,400	333,500	153,500	1,363,600
渡船施設				100,000	563,000	241,900	904,900
農道・林道		56,600	11,300	4,800	61,000	0	133,700
電気通信施設		34,300	54,800	68,700	99,900	31,900	289,600
自動車・雪上車					8,500		8,500
小計		366,100	290,100	550,900	1,065,900	427,300	2,700,300
教育文化施設							
へき地集会室							0
公民館・その他の集会施設		61,700			61,000		122,700
通学施設							0
学校給食施設					452,700	1,099,500	1,552,200
教職員住宅		15,700	12,100	138,600	16,100	63,800	246,300
小計		77,400	12,100	138,600	529,800	1,163,300	1,921,200
厚生施設							
診療施設		23,200			10,500	72,600	106,300
保育所・児童館		107,500	20,000	15,000	44,200	84,200	270,900
母子健康センター							0
高齢者福祉増進施設					51,500	110,600	162,100
消防施設		5,200	1,700	27,600	57,800	36,400	128,700
簡易水道施設(飲用水供給施設)			43,000	102,500	52,200		197,700
下水処理施設		45,700	171,700	205,500	119,300	1,700	543,900
小計		181,600	236,400	350,600	335,500	305,500	1,409,600
産業振興施設							
農林漁業経営近代化施設		574,400	378,600	649,700	812,300	672,700	3,087,700
地場産業振興施設		80,500	454,100	75,300	41,700	142,700	794,300
観光・レクリエーション施設		559,500	67,700	164,300	167,200	276,300	1,235,000
小計		1,214,400	900,400	889,300	1,021,200	1,091,700	5,117,000
電灯用電気供給施設							0
合計		1,839,500	1,439,000	1,929,400	2,952,400	2,987,800	11,148,100

資料：企画部 地域・離島課 地方債発行状況調査

## 12 過疎地域自立促進特別措置法が適用される市町村の変遷



(※1) H14.4.1に旧仲里村、旧具志川村の2村合併により久米島町へ移行。同日付けで過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下、法。)第32条第2項(現行法では33条2項)の規定に基づき、同条の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項の過疎地域をその区域とする市町村として久米島町が公示される。

(※2) H17.10.1に旧城辺町、旧下地町、旧上野村、旧伊良部町、旧平良市5市町村の合併により宮古島市へ移行。同日付で法第33条第1項の規定により旧平良市を含めた宮古島市全体が過疎地域とみなされる市町村の区域として公示される。

(※3) 今帰仁村は、法附則第5条第1項で規定する特定市町村として、H12.4.1に法施行令(平成12年政令第175号)附則第3条第1項の規定に基づき、公示された。特定市町村は法附則第5条第1項および同条第2項に基づき、平成12年度から平成16年度に限り、法の規定を準用し、過疎市町村と同様に扱われた。

### 1 3 過疎対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

市町村名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
国 頭 村	265,500	300,100	296,100	389,900	124,100	1,251,600
大 宜 味 村	226,600	102,600	469,400	152,700	106,200	951,300
東 村	0	68,200	214,900	197,200	197,700	480,300
本 部 町	318,400	280,000	351,400	989,300	32,700	1,939,100
伊 江 村	0	0	267,000	271,000	16,500	538,000
久 米 島 町	73,800	120,300	173,800	312,200	317,200	680,100
渡 嘉 敷 村	31,200	0	14,300	0	31,900	45,500
座 間 味 村	7,200	6,600	39,500	28,700	52,700	82,000
粟 国 村	0	0	0	78,200	107,300	78,200
渡 名 喜 村	0	0	0	0	0	0
南 大 東 村	0	124,600	26,600	25,100	23,100	176,300
北 大 東 村	0	0	35,000	42,600	39,700	77,600
伊 平 屋 村	0	76,500	88,300	203,700	128,400	368,500
伊 是 名 村	9,300	23,000	38,400	38,500	111,700	109,200
宮 古 島 市	152,600	313,600	664,900	312,600	337,100	1,443,700
多 良 間 村	20,000	128,000	23,500	9,000	3,400	180,500
竹 富 町	0	86,000	221,500	246,500	82,000	554,000
与 那 国 町	27,000	377,200	56,800	153,000	70,200	614,000
合 計	1,131,600	2,006,700	2,981,400	3,450,200	1,781,900	9,569,900
地方債計画額	2,757億円	2,700億円	2,700億円	3,115億円	3,139億円	14,411億円
割 合（％）	0.41	0.74	1.10	1.11	0.57	0.66

資料：企画部 地域・離島課

# 14 過疎対策事業債施設別発行状況（過去5年間）

（単位：千円）

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
産業振興施設	1 法人に対する出資						0
	2 市町村道・橋りょう	88,700	4,600	117,500		20,500	273,200
	3 農道・林道	11,900	14,900	18,600	28,500	7,500	93,200
	4 林業用作業路						0
	5 漁港・漁港関連道	8,300	35,100	19,600	19,600	77,100	171,200
	6 港湾施設		196,000				196,000
	7 地場産業振興施設			315,800	173,700	40,900	530,400
	8 観光・リノベーション施設	110,800	242,900	64,400	202,600	182,500	1,018,400
	9 農林漁業経営近代化施設	7,300	74,300	97,700	73,400	8,400	284,200
	10 商店街振興施設	4,500					4,500
	小 計	231,500	567,800	633,600	497,800	336,900	2,571,100
交通通信施設	11 市町村道・橋りょう	364,700	196,300	137,300	302,800		1,319,200
	12 農道・林道			20,000	36,100	199,100	255,200
	13 電気通信施設			497,800	119,700	29,300	746,700
	14 自動車・雪上車	15,000					15,000
	15 渡船施設						0
	16 除雪機械						0
	小 計	379,700	196,300	655,100	458,600	228,400	2,336,100
厚生施設	17 下水処理施設	26,100	22,300	19,200	38,700	50,900	198,200
	18 消防施設	2,000	59,200	74,300	106,100	122,200	369,100
	19 高齢者福祉増進施設			27,000		18,600	45,600
	20 保育所・児童館	23,000	26,300	18,100	41,000	3,300	111,700
	21 認定こども園(※)						0
	22 市町村保健センター等						0
	23 診療施設		14,900		2,600		17,500
	24 簡易水道施設(飲用水供給施設)	25,200	61,300	80,800	144,200	21,600	386,200
	小 計	76,300	184,000	219,400	332,600	216,600	1,128,300
教育文化施設	25 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎		535,400	549,400	1,109,700	82,300	2,276,800
	26 図書館(※)						0
	27 市町村立の幼稚園(※)			19,700	96,600		116,300
	28 へき地集会所						0
	29 小規模校校舎						0
	30 学校給食施設		23,000		98,100	8,500	129,600
	31 教職員住宅	24,700			28,300	22,500	75,500
	32 通学施設			5,200			24,700
	33 公民館						0
	34 その他の集会施設					11,000	555,300
	35 住民のリノベーション施設	35,900	27,000				62,900
	36 地域文化振興施設	160,300	4,000	2,600	2,400	24,300	197,000
	小 計	220,900	589,400	576,900	1,335,100	148,600	3,438,100
集落整備	37 移転跡地						0
	38 移転先地						0
	39 定住促進団地			46,500	52,500	136,900	235,900
小 計	0	0	46,500	52,500	136,900	235,900	
40 自然エネルギーを利用するための施設・設備(※)				40,000	25,500	65,500	
41 過疎地域自立促進特別事業(※)		398,400	571,100	599,600	581,600	2,150,700	
合 計	908,400	1,935,900	2,702,600	3,316,200	1,674,500	11,925,700	

資料：企画部 地域・離島課 地方債発行状況調査

注) 平成22年度より21、26、27、40、41が追加。「過疎地域自立促進特別措置法」の改正によるもの。  
要件緩和により、「25統合校舎」は「25小・中学校校舎」へ施設名変更

## 15 戦略的かつ重点的プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	合計 (うち特別 枠分)	過疎債充当額										
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
H3	H3 H4	上野村	上野村ドイツカントリーパーク建設事業	キッズハウス (子供館) 延床面積 436.44㎡ ・多目的ホール ・図書室 ・展示室	189.5 (173.7)	79.5 (79.5)	110.0 (94.2)									
H4	H4 H6	今帰仁村	今帰仁村歴史文化センター建設事業	歴史文化センター 延床面積 2,099.12㎡ ・展示室 (3室) ・研修室、閲覧室 ・収蔵庫	470.7 (167.2)		27.4 (27.2)	302.8 (140.0)	140.5							
H5	H6 H7	上野村	上野村産業振興センター整備事業	産業振興センター 延床面積 693.94㎡ (ドイツ文化村内) ・農産物加工室 ・ハム、ソーセージ加工室 ・展示販売室 ・加工品調理提供室	266.2 (199.9)				111.9 (111.9)	154.3 (88.0)						
H10	H9 H11	仲里村 具志川村	久米島自然文化センター整備事業	自然文化センター 延床面積 2096.05㎡ (具志川村内) ・展示室 ・図書室 ・収蔵庫 (3室) ・講堂	470.7 (167.2)							39.0	334.0 (230.0)	355.6 (170.0)		

### 〈戦略的かつ重点的プロジェクトの概要〉

1. 対象地域  
過疎市町村
2. 事業内容

過疎地域からの脱却のため真に過疎地域の活性化に資する事業に先進的に取り組んでいる過疎市町村の過疎対策事業を積極的に支援するため、当該事業について過疎対策事業債を特別枠として配分する。過疎地域市町村の自主的・主体的な取り組みを尊重する観点から、市町村単独事業を主な構成要素としつつ補助事業も効果的に活用するものである。

## 1 6 特定地域における若者定住促進等緊急プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	事業費	実績額						
						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
H5	H5 H10	国頭村	やんばる自然体験とふれあいの里整備事業	(地総債)	(974.2)							
				・遊歩道	527.0		105.8	336.3	84.9			
				・キャンプ場	255.4				31.0	145.9	78.5	
				・アクセス道路	69.8	4.8			65.0			
				・コミュニティー施設	122.0				14.0	108.0		
				(過疎債)	(1,093.0)							
				・観光物産センター	1,093.0				86.6	425.9	580.5	
					(285.4)							
				一般財源		1.4	34.3	112.2	61.6	61.9	14.0	
					2,352.6	6.2	140.1	448.5	343.1	741.7	673.0	
H6	H6 H10	伊是名村	歴史と交流のときの島整備事業	(地総債)	(898.8)							
				・尚円王御庭公園	187.4		22.5	164.9				
				・臨海ふれあい公園	711.4			108.8	282.2	160.6	159.8	
				(過疎債)	(1,546.0)							
				・ふれあい宿泊交流施設	310.0		150.0	160.0				
				・観光物産センター	245.0			245.0				
				・体育館	631.0				133.0	498.0		
				・屋内プール	360.0						360.0	
					(188.2)							
					2,633.0		180.0	753.0	465.0	687.0	548.0	
H7	H7 H11	今帰仁村	リフレッシュファミリーパークなきじん整備事業	(地総債)	(349.0)							
				・子ども広場	121.4			4.9				116.5
				・ふれあい広場	227.6			9.6		63.5	60.4	94.1
				(過疎債)	(636.4)							
				・屋内スポーツセンター	636.4			18.8	315.7	301.9		
					(97.8)							
				一般財源				4.2	0.0	21.3	40.8	31.5
								37.5	315.7	386.7	217.7	125.6

〈若者定住促進等緊急プロジェクトの概要〉

1. 対象地域

過疎市町村、半島振興対策実施地域、振興山村、豪雪地域、離島地域等

2. 事業内容

地域活性化の担い手である若者層の定住を主たるテーマとするものであり、魅力ある就業の場の確保に資する事業などの産業振興関係施設、快適な居住環境の整備、交通通信体系の整備を図ることなどをメインに若者定住に資する事業を幅広く対象とする。

3. 事業規模

複合施設：総事業費5億円以上 単体施設：総事業費2億円以上（単独事業を主な構成要素とする）

# 17 離島・過疎市町村の市町村長等名

平成26年12月18日現在

市町村名	市町村長名	副市町村長名	議長名	副議長名
伊平屋村	伊礼 幸雄	伊礼 清	金城 信光	嘉納 貞夫
伊是名村	前田 政義	上里 政豊	前川 清	前田 清
伊江村	島袋 秀幸	名城 政英	島袋 義範	内田 竹保
国頭村	宮城 久和	小川 剛男	大城 利光	山城 弘一
大宜味村	宮城 功光	山城 清臣	平良 嗣男	東 武久
東村	伊集 盛久	金城 紀昭	安和 敏幸	平田 嗣雄
本部町	高良 文雄	平良 武康	島袋 吉徳	喜納 政樹
うるま市	島袋 俊夫	榮野川 盛治	大屋 政善	徳田 政信
南城市	古謝 景春	座波 一	大城 悟	照喜名 智
渡嘉敷村	松本 好勝	大城 良孝	玉城 保弘	與那嶺 雅晴
座間味村	宮里 哲	—	宮里 祐司	中村 勇
粟国村	新城 静喜	伊佐 文宏	伊良皆 信英	太田 晃
渡名喜村	上原 昇	—	比嘉 正樹	上原 睦夫
久米島町	大田 治雄	桃原 秀雄	喜久里 猛	仲村 昌慧
南大東村	仲田 建匠	伊佐 隆夫	宮城 信夫	幸地 弘
北大東村	宮城 光正	鬼塚 三典	上間 正巳	沖山 武
宮古島市	下地 敏彦	長濱 政治	眞榮城 徳彦	佐久本 洋介
多良間村	伊良皆 光夫	—	森山 実夫	羽地 隆憲
石垣市	中山 義隆	漢那 政弘	知念 辰憲	仲間 均
竹富町	川満 栄長	—	新 博文	仲里 俊一
与那国町	外間 守吉	—	糸数 健一	米城 資晴

資料：企画部 市町村課



# 18 離島・過疎市町村企画担当課一覧

平成26年12月現在

市町村名	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX
伊平屋村	総務課	905-0793	伊平屋村字我喜屋251	0980-46-2001	0980-46-2956
伊是名村	企画政策課	905-0695	伊是名村字仲田1203	0980-45-2001	0980-45-2467
伊江村	政策調整室	905-0592	伊江村字東江前38	0980-49-5812	0980-49-5601
国頭村	企画商工観光課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2101	0980-41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久157	0980-44-3007	0980-44-3029
東村	企画観光課	905-1292	東村字平良804	0980-43-2265	0980-43-2457
本部町	企画政策課	905-0292	本部町字東5	0980-47-2702	0980-47-4576
うるま市	企画課	904-2292	うるま市みどり町1-1-1	098-973-5005	098-973-9819
南城市	まちづくり推進課	901-0695	南城市玉城字富里143	098-948-7110	098-852-6004
渡嘉敷村	総務課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2321	098-987-2560
座間味村	総務・福祉課	901-3496	座間味村字座間味109	098-987-2311	098-987-2004
粟国村	総務課	901-3792	粟国村字東367	098-988-2016	098-988-2206
渡名喜村	総務課	901-3692	渡名喜村1917-3	098-989-2002	098-989-2197
久米島町	プロジェクト推進室	901-3193	久米島町字比嘉2870	098-985-7122	098-985-7080
南大東村	総務課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2001	09802-2-2669
北大東村	企画財政課	901-3992	北大東村字中野218	09802-3-4090	09802-3-4406
宮古島市	企画調整課	906-8501	宮古島市平良字西里186	0980-72-4878	0980-72-3795
多良間村	総務財政課	906-0692	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2011	0980-79-2120
石垣市	企画政策課	907-8501	石垣市美崎町14	0980-82-1350	0980-83-1427
竹富町	企画財政課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-82-6191	0980-82-6199
与那国町	総務財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-2241	0980-87-2079

資料：企画部 地域・離島課

## 19 沖縄振興特別措置法等

○ 沖縄振興特別措置法(抄)

(平成14年3月31日法律第14号)

### (目的)

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (施策における配慮)

第2条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

### (定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

### (沖縄振興基本方針)

第3条の2 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(10) 離島の振興に関する基本的な事項

### (沖縄振興計画)

第4条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(9) 離島の振興に関する事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄振興計画は、平成24年度を初年度として10箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、そ

の内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

- 7 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 9 第5項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

(離島の地域における高齢者の福祉の増進)

第90条 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、地方公共団体その他の者が沖縄振興計画に基づいて老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(離島の地域の小規模校における教育の充実)

第92条 国及び地方公共団体は、離島の地域に所在する小規模の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における教育の特殊事情に鑑み、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(他の法律の適用除外)

第115条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)及び農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)の規定は、沖縄については、適用しない。

- 2 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条の規定は、沖縄については、適用しない。

○ 沖縄振興特別措置法施行令(抄)

(平成14年3月31日政令第102号)

(離島の範囲)

第1条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第3条第3号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。

○ 沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき離島を指定した件

沖縄振興開発特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定に基づき、離島を次のとおり指定する。  
(平成14年4月1日内閣府告示第10号)

所在郡市町村名	指 定 離 島 名
島尻郡伊平屋村	伊平屋島、野甫島
島尻郡伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
国頭郡伊江村	伊江島
国頭郡本部町	水納島
中頭郡勝連町	津堅島
島尻郡知念村	久高島
島尻郡栗国村	栗国島
島尻郡渡名喜村	渡名喜島
島尻郡座間味村	座間味島、嘉比島、安慶名敷島、阿嘉島、慶留間島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島
島尻郡渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
島尻郡久米島町	久米島、奥武島、オーハ島、硫黄島島
島尻郡北大東村	北大東島
島尻郡南大東村	南大東島
平 良 市	池間島、大神島
宮古郡下地町	来間島
宮古郡伊良部町	伊良部島、下地島
宮古郡多良間村	多良間島、水納島
石 垣 市	小島
八重山郡竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島、内離島
八重山郡与那国町	与那国島

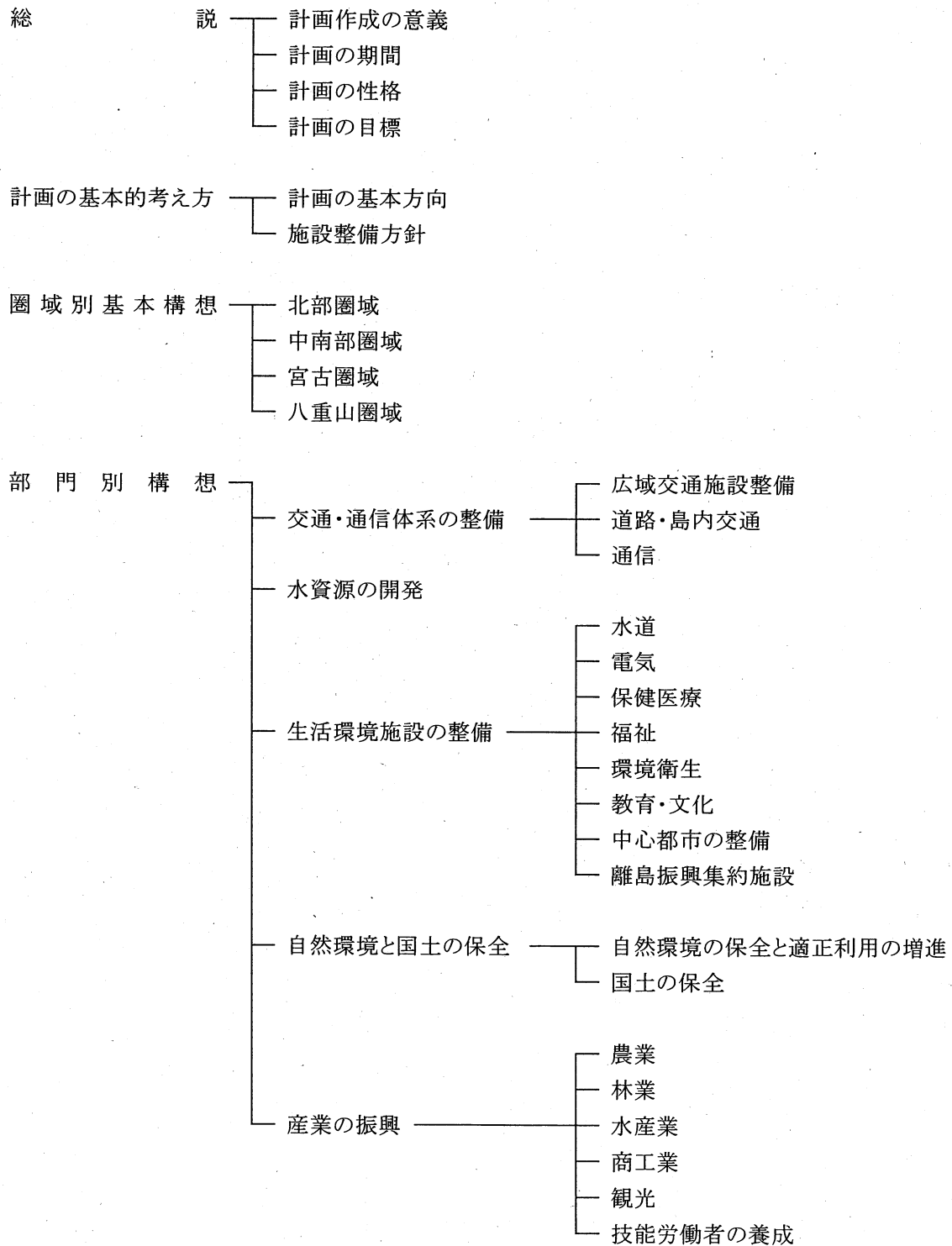
※平成17年3月25日に公布された内閣府告示第28号により、国頭郡今帰仁村の古宇利島は削除された。(平成17年4月1日から施行)

注) 市町村合併により、現在表中の「中頭郡勝連町」は「うるま市(H17.4.1)」、「島尻郡知念村」は「南城市(H18.1.1)」、「平良市・宮古郡下地町・宮古郡伊良部町」は「宮古島市(H17.10.1)」となっている。

## 20 第1次沖縄県離島振興計画

(昭和51年度～昭和60年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 第1次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律131号)による指定離島のうち、有人島は39島である。その陸域面積は、1,024.49平方キロメートルで県土の45.6パーセント、人口は128,935人(昭和50年国調)で県人口の12.4パーセントを占めている。

離島の振興対策は、復帰前においては、離島振興法(1962年立法第75号)に基づいて、指定された40島を対象とした離島振興計画が策定実施され、高率補助と相まって、少なからぬ成果を収めたが、主要島(沖縄本島、宮古島、石垣島)との格差を縮小するには至らなかった。

復帰後、本島は、沖縄振興開発特別措置法(離島振興法、過疎地域対策緊急措置法等は適用除外)に基づき振興事業が進められることになった。しかし、離島地域は、離島の持つ自然的・地理的・社会的特殊事情による社会資本設備の立ち遅れに加え、近年における社会経済の急激な発展成長による地域格差の増大などによって過疎化が起り、社会経済の維持発展を図る上に大きな問題を投げかけている。

したがって、離島における生活環境施設及び産業関連施設の立ち遅れを速急に是正し、本県の社会経済の発展及び住民生活の安定による福祉の向上を図ることは、特に重要な課題である。

このような観点から、沖縄振興開発計画の目標を達成するため、離島地域における振興について、その構想を明らかにし、それぞれの島の特性に応じた総合的な振興計画を立て、これに基づき離島振興事業を強力に推進するためにこの計画を策定するものである。

### 第2節 計画の期間

この計画の期間は、昭和51年度から昭和60年度までの10か年間とする。

### 第3節 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発計画を上位計画とする離島地域の振興計画として作成されるものであって、離島の社会経済の進むべき方向とこれを実現するための施策を明らかにするものである。

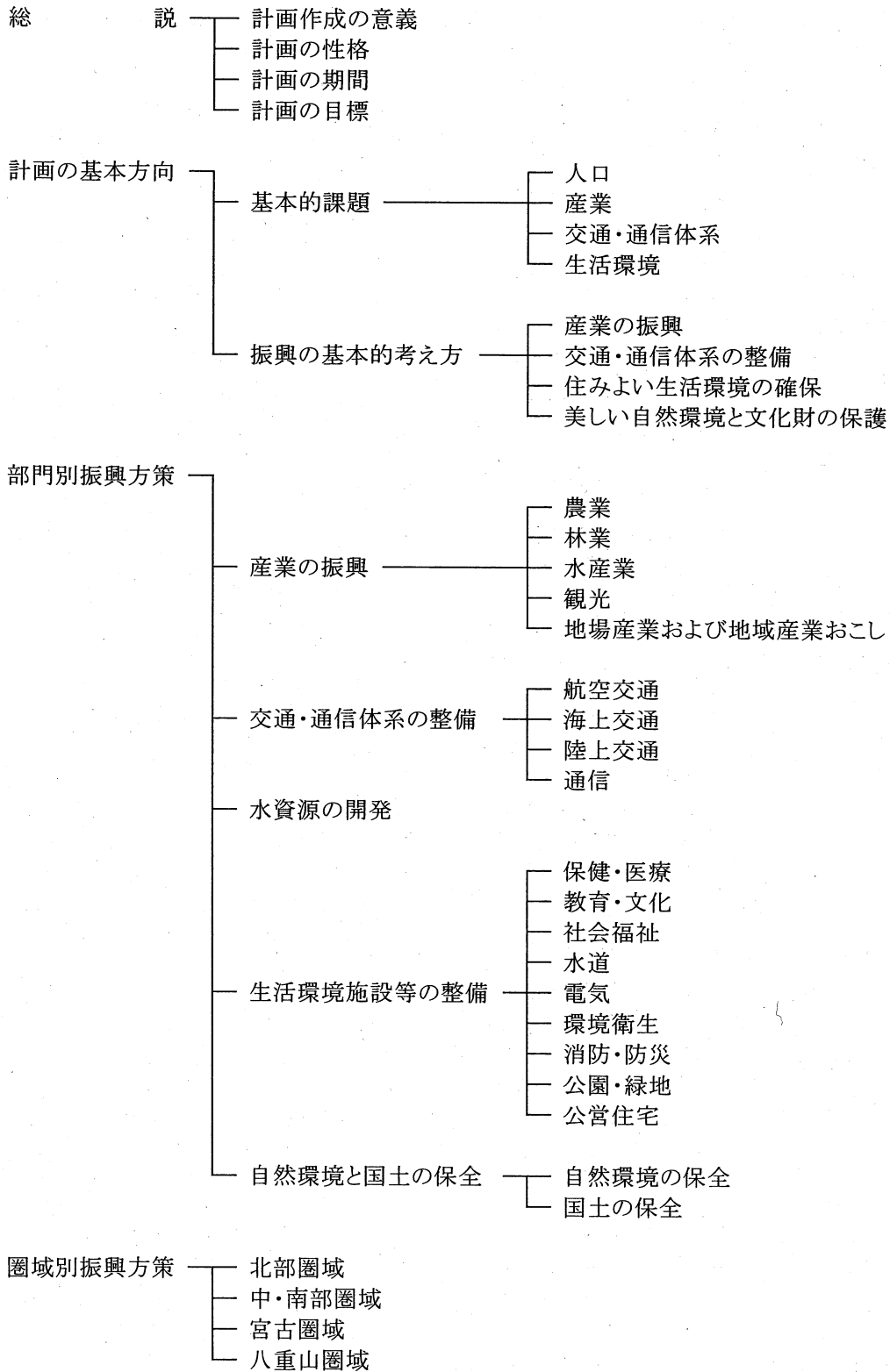
したがって、県においては、その施策の具体的実現の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第4節 計画の目標

この計画は、離島の各面にわたる本土との格差を急速に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、その優れた地域特性を生かすことによって、自立的発展が図られるように基礎条件を整備し望ましい地域社会を実現することを目標とする。

## 21 第2次沖縄県離島振興計画 (昭和60年度～平成3年)

### ◎ 体系図



## ◎ 第2次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルにおよぶ広大な海域に散在する多くの島じまからなり、わが国有数の離島県である。沖縄振興開発特別措置法による「離島」は(沖縄本島と橋で結ばれた島を除く)58島で、うち有人島が41島で、無人島が17島(昭和55年国調)である。

これら離島の面積は、県土2,253.51平方キロメートル(昭和59年10月1日現在国土地理院)の約46パーセント(1,026.46平方キロメートル沖縄県企画開発部)で人口は、県人口(1,106,599人昭和55年国調)の約12パーセント(132,369人)を占めている。

離島の振興については、これまで「沖縄振興計画」および「沖縄県離島振興計画」等に基づき諸施策が積極的に推進され、社会資本の整備を中心に各面にわたり相当の成果をあげてきた。

しかしながら、離島のもつ地理的・自然的条件の不利性なども相まって、自立的発展のための基礎条件の整備ははまだ十分でなく本島との格差は依然として解消されていない分野もある。さらに、長年にわたる人口流出の結果、生産年齢人口の減少や高齢化などによる社会的・生産的機能の低下もみられ、離島を取り巻く内外情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」、昭和57年に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が適用され、それぞれの法律に基づく計画が策定されたこと、また、昭和57年に「第2次沖縄振興開発計画」が策定されたことなど、離島行政をめぐる状況が大きく変わり、今後の離島振興の方策について検討することが必要となってきた。

さらに、地域の特性を生かした特産品づくりなどの自立的な地域づくりの気運が高まりつつある。また、高度情報システムの構築を図る動きなど離島の振興に新たな展望がみられつつある。

したがって、今後の離島振興を進めるに当たっては、前期計画の総点検結果をふまえるとともに、経済計画の変化に対応した施策の導入や諸制度の有効活用を図って産業の振興、交通・通信体系および生活環境施設等の整備などを積極的に進める一方、住民の創意工夫、自助努力により住みよい活力のある地域づくりを図る必要がある。

このような基本認識に基づき、離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするため「第2次沖縄県振興計画」を策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第2次沖縄振興開発計画」の基本方向にそって離島の振興を図るために策定されるもので、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県にとっては、施策の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

この計画は、昭和60年度を初年度とし、昭和66年度を目標年度とする7か年計画とする。

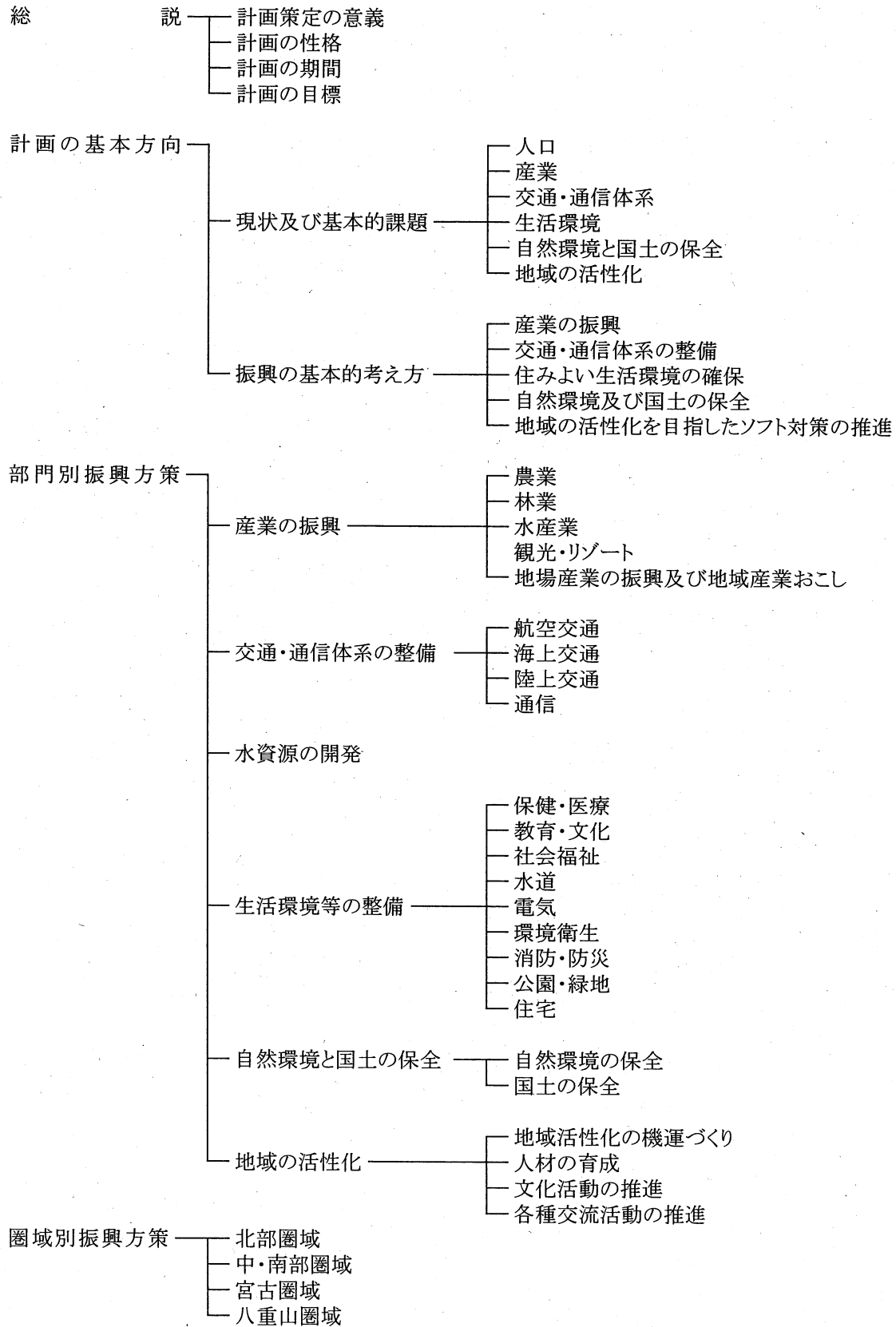
### 第4節 計画の目標

この計画は、それぞれの離島のもつ地理的・自然的条件に配慮しつつ、本島との各面にわたる格差を是正し自立的発展を図るための基礎条件を整備することにより、明るく豊かな活力ある地域社会を実現することを目標とする。



## 22 第3次沖縄県離島振興計画 (平成4年度～平成13年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 第3次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、全国でも有数の離島県であり、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する、大小70余の島々から成り立っている。このうち沖縄振興開発特別措置法による「指定離島」は57島で、うち40島が有人島である。有人島の面積は1,000.9平方キロメートルで、県土面積の44.8パーセントを占めており、また人口は128,995人で、これは、県全体の10.5パーセントにあたる。

離島の振興対策については、これまで、2次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等によって諸施策が進められ、社会資本の整備を中心に各面にわたって相当の成果を上げてきた。

しかしながら、離島の持つ地理的、自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、本島との間にはなお多くの格差が存在する。加えて、若年層の流出等による過疎化と高齢化の進行により、産業活動や社会活動に停滞が見られるなど、離島地域を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

このような中、本県の持つ地理的、自然的及び文化的特性等を積極的に生かした諸施策の推進を振興開発の基本方向とする「第3次沖縄振興開発計画」が策定され、離島の振興対策についても新たな展開が求められることとなった。

本県の離島地域には、亜熱帯性の動植物と美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然や独特な伝統文化など、本県の魅力とされる要素の多くが集中している。

また、各島々の特性を生かした多彩な特産品や歴史と伝統に培われた優れた工芸品など、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な材料も具備している。

これらの離島の特性と住民の創意を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、本県における国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として整備していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりでなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済社会の全体的な発展を図っていく上でも極めて重要である。

このため、今後の離島振興対策を進めるに当たっては、前期計画までの成果と基本的考え方を踏まえ、引き続き各種基盤整備等を推進して離島の持つ不利性の克服に努めるとともに、第3次沖縄振興開発計画の基本方向に沿って、ソフト面の対策を含めた新たな施策を展開し、多様化するニーズと21世紀に向かう時代の流れに適切に対応し得る社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第3次沖縄振興開発計画」の基本方向に沿って、離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては、離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

この計画は、平成4年度を初年度とし、平成13年度を目標年度とする10か年計画とする。

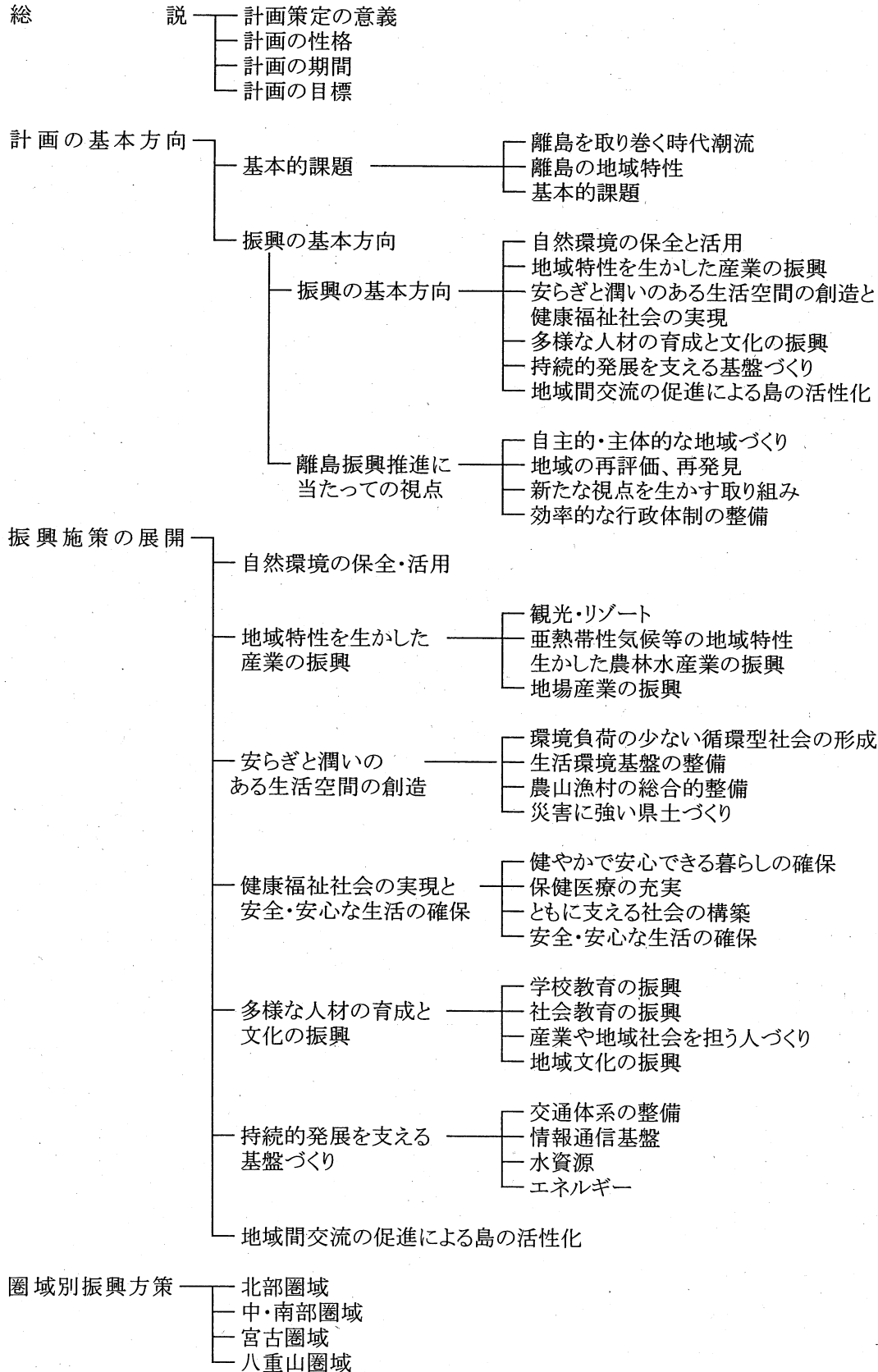
### 第4節 計画の目標

この計画においては、離島の特性と住民の創意を積極的に生かしつつ、本島との各面にわたる格差を是正し、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展のための一翼を担う地域として整備を図り、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会を実現することを目標とする。

## 23 新沖縄県離島振興計画

(平成14年度～平成23年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 新沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

本県は、全国でも有数の離島県で、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っている。沖縄振興特別措置法により指定された離島は55島で、このうち、有人離島は40島である。

指定離島の面積は1,027平方キロメートルで、県土面積の45.2パーセントを占め、また、平成12年国勢調査に基づく人口は128,694人で、県人口の9.8パーセントを占めている。

離島振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められ、各種社会資本の整備が図られてきた。

また、財政力が脆弱な離島市町村に対して、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費の嵩上げ、過疎債・辺地債の許可等行財政上の支援措置を講じてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等のアクセス基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島は、四方を海に囲まれ(環海性)、また、その面積も比較的狭く(狭小性)、しかも、経済、文化の中心から遠く離れている(隔絶性)といった地理的及び自然的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤の後れなど依然として格差がある。

また、若年層の慢性的な流出や高齢化が一層進行するなど、なお多くの課題が残されている。

このような中、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の地域特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める「沖縄振興計画」が策定され、離島の振興策についても新たな展開が求められている。

本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特な伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。

また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な資源を有している。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。

このような中で、離島は、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図り、国民の健康保養や癒しの場を提供するなど、その果たす役割はますます重要となってきた。

このため、今後の離島振興を進めるに当たっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き、自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図りつつ、各種基盤整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みが重要である。

また、住民をはじめ多様な主体の参画のもと、地域特性を最大限に発揮した特色ある産業の振興を図るとともに、本県の国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として形成していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりではなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済の全体的な発展を図っていく上からも極めて重要である。

さらに、沖縄振興計画の基本方向及び基本姿勢を踏まえて、離島を取り巻く時代の流れを的確に捉えるとともに、今後、多様化するニーズに適切に対応しうる社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興の方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、「沖縄振興計画」の基本方向に沿って離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においてはその自発的活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

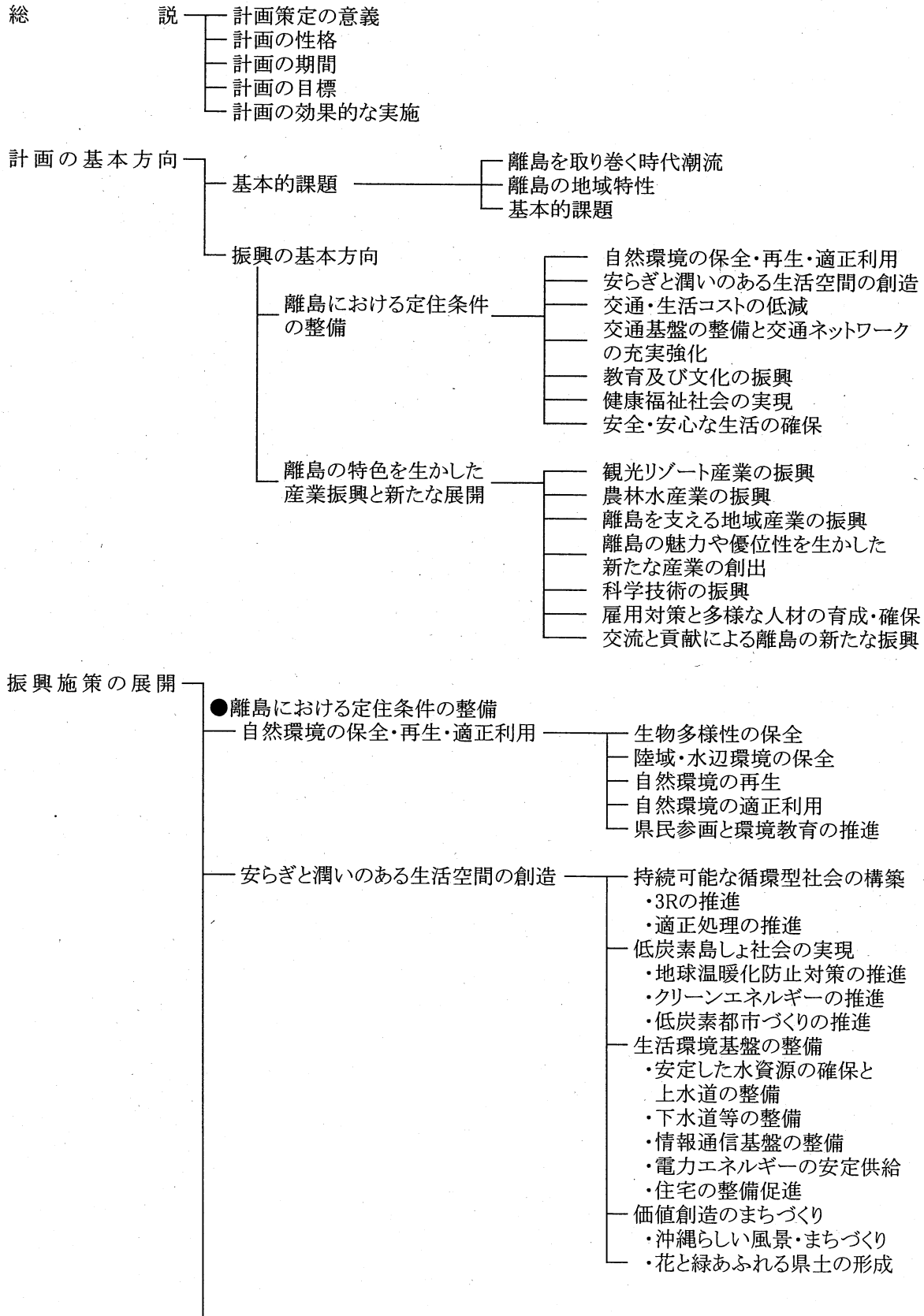
この計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。

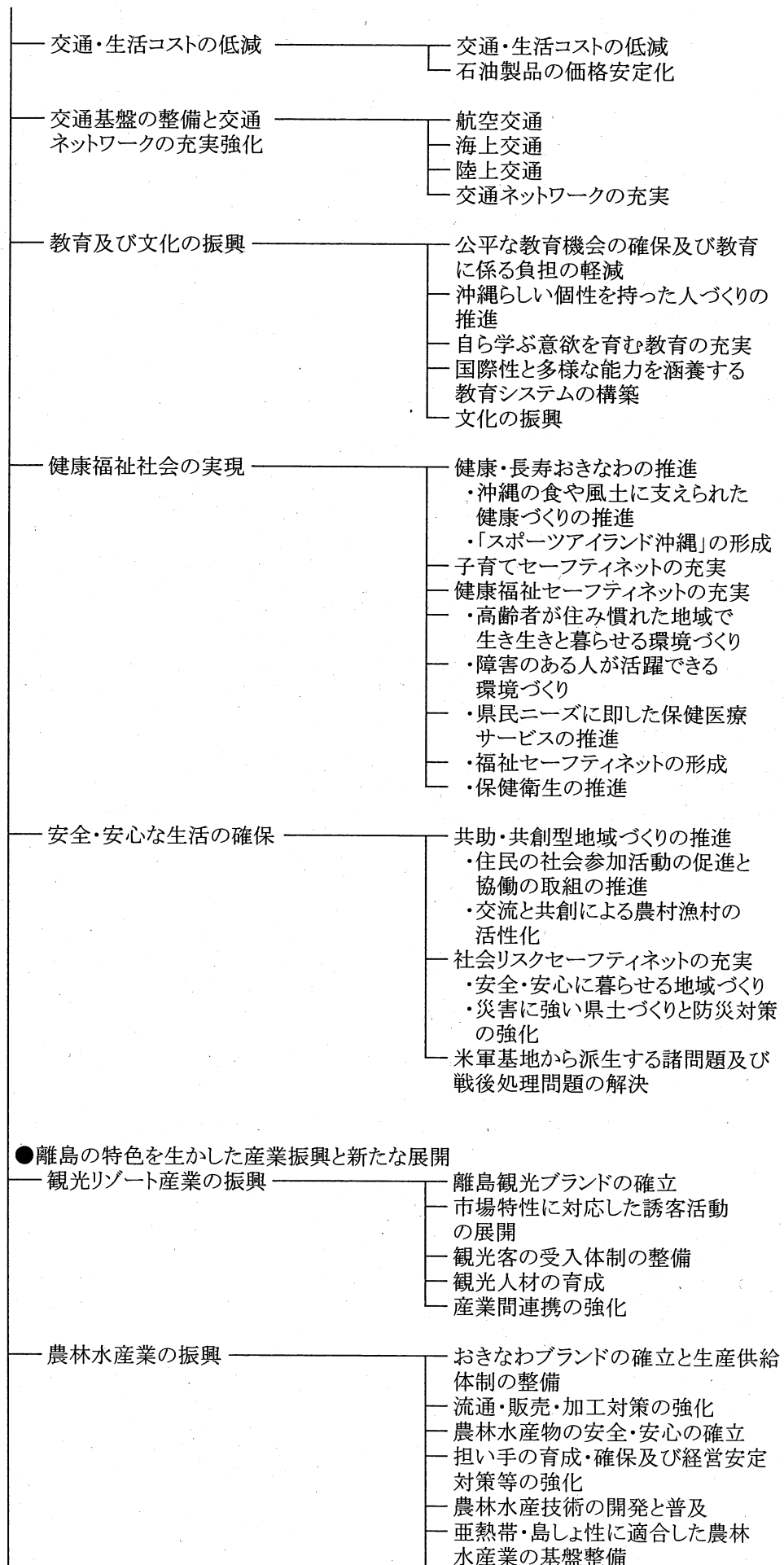
## 第4節 計画の目標

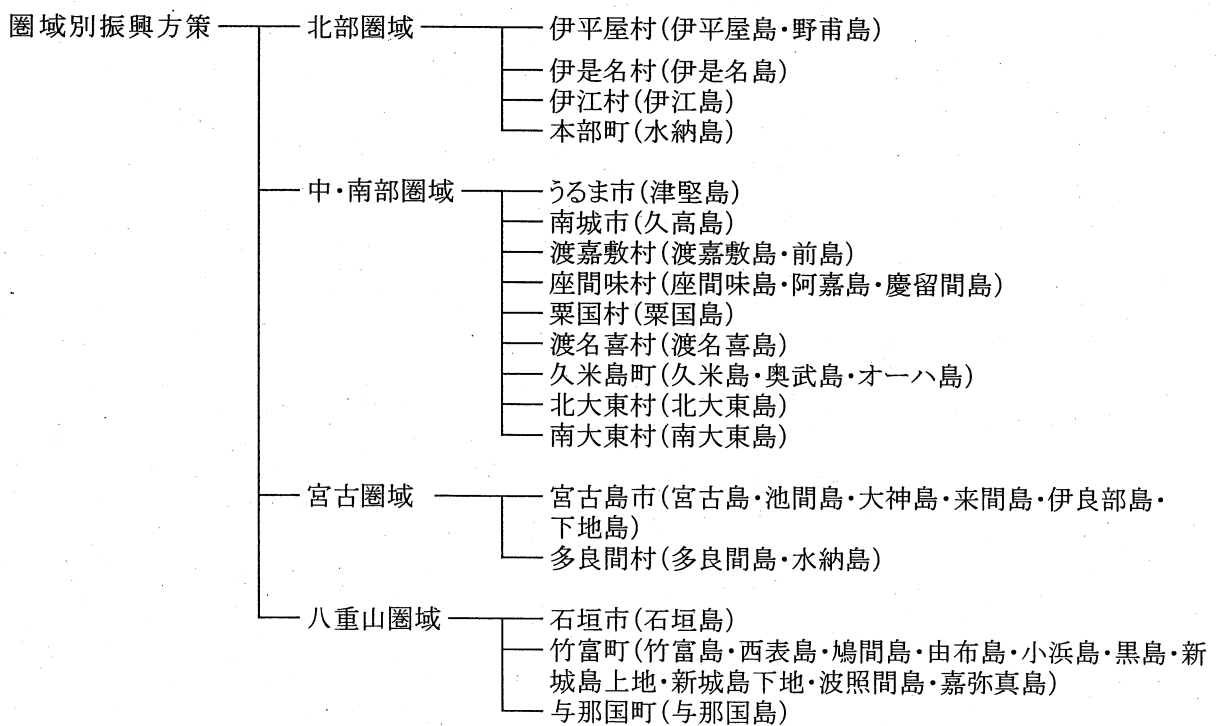
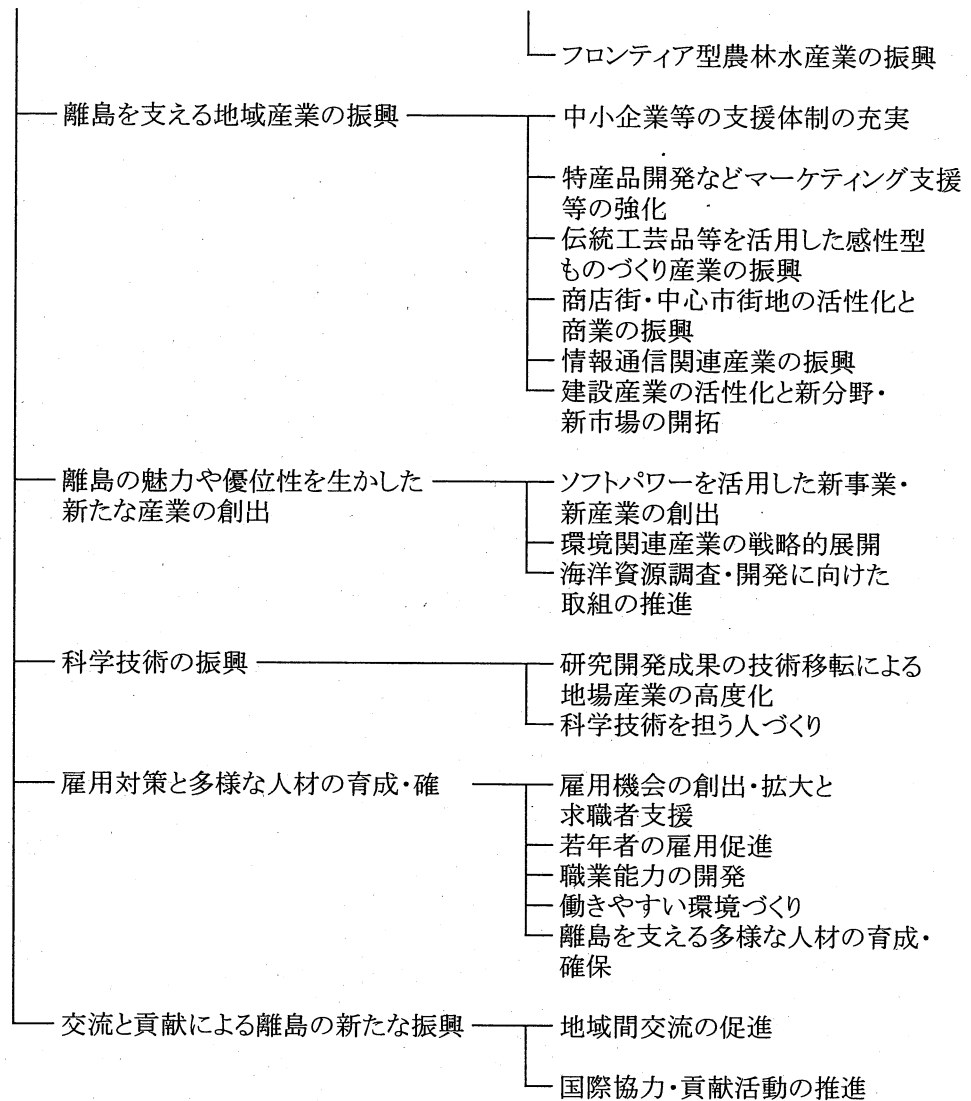
この計画においては、住民の創意、豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現することを目標とする。

## 24 住みよく魅力ある島づくり計画 — 沖縄21世紀ビジョン離島振興計画 — (平成24年度～平成33年度)

### ◎ 体系図









## ◎ 住みよく魅力ある島づくり計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、離島地域を含む沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国における少子高齢社会の到来や総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にある。

これまで離島振興については、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画並びに沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各方面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島地域においては、住民生活及び産業振興の両面で依然として沖縄本島地域等との格差が存在しており、多くの離島市町村で人口が減少している。

このような格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の離島地域が抱える条件不利性に起因して発生しており、住民生活を圧迫し、産業振興の制約となっている割高な移動コストや輸送コスト、行政サービスの高コスト構造、教育、医療、福祉等の基礎的な生活条件の整備や産業振興の遅れなど、様々な分野で課題が残されており、その解決を図る施策を推進することが求められている。

一方、いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域(EEZ)の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしている。また、広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。さらに、離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

こうした中、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月沖縄県策定)においては、交通体系の整備、基地跡地利用等と並んで、離島振興を重要課題として位置付けている。

また、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、平成24年5月に県が策定した改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行)第4条に基づく沖縄振興計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画(以下「基本計画という。))においては、離島の果たしている役割にかんがみ、県民はもとより国民全体で離島住民の負担をともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに離島振興に取り組み、離島の条件不利性を克服し、住民が安心して生活し働くことができる持続可能な地域社会を形成していくため、交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育、医療、福祉等の分野における住民サービスの向上など定住条件の整備や、離島地域の特色を生かした産業の振興など、総合的な離島振興策を推進することとしている。

さらに、沖縄振興特別措置法においては、産業振興、離島振興、人材育成、交通コスト対策、医療、教育、福祉など極めて広範囲な分野を対象として、沖縄県及び本県市町村が自主的な選択に基づいて実施する事業に充てることのできる沖縄振興交付金制度が創設されたところであり、関係市町村との適切な役割分担と密接な連携の下に、効果的かつ効率的に施策を推進していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後の離島振興に当たっては、時代の潮流を見据えながら、定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興に取り組みとともに、離島地域が有する潜在力を十分発揮し、沖縄県並びに我が国の経済発展に貢献する地域として、存在価値を高めていく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、長期的、総合的な視点に立って離島振興の基本方向とこれに基づく県の取組等を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、基本計画で示された基本方向等を踏まえ離島振興を図るための総合的計画であり、離島振興の目標、基本方向及び施策等を明らかにするものである。

したがって、沖縄県における離島振興施策の基本となるものであり、関係市町村、住民、企業、団体、NPOなど離島振興に取り組む多様な主体の自発的な活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

この計画の期間は、基本計画の期間である平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

## 第4節 計画の目標

この計画においては、県民はもとより国民全体で離島の負担を分かち合い、支え合う仕組みを構築して離島における定住条件の整備を図り、美しい自然景観や個性豊かな文化など離島の特性を生かして産業の振興と雇用機会の創出を図るとともに、近隣アジア諸国等との友好関係の構築など、新たな分野への展開を図り、離島がその潜在力を十分に発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会を実現することを目標とする。

## 第5節 計画の効果的な実施

この計画の推進に当たっては、本計画で示した課題に着実に対応することが重要であり、沖縄県等の取組が課題の解決に向けてより有効な手段となるよう、常に施策等の見直し、改善を行うことが必要である。このため、沖縄21世紀ビジョン実施計画における毎年度の施策評価の結果等を活用し、離島振興施策についても見直し、改善を行う。

また、計画の中間地点である5年目を目途に、本計画で示した取組の実績、社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、施策効果や施策の基本方向等について点検・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。